資料（１）

オンライン登記申請 Q&A

【特例方式における登記事務の取扱】

Ｑ１.特例方式の場合であっても、オンライン申請と同様に受領証の交付は行わない取扱いとなるか。

Ａ１．受領証の交付は行わない。なお、今後、申請情報と受付番号等を併せて表示・印刷させる仕組みの実現を検討する。

Ｑ２．合筆の登記の申請における登記名義人の登記済証については、郵送による返還を認められるのか。

Ａ２．認められる。

Ｑ３．令附則第5条第1項で除かれる「登記識別情報」には、登記済証、資格者代理人が作成した本人確認情報（書面）、申請書等についての公証人の認証は含まれないものと解してよいと考えるがどうか。

Ａ３．意見のとおり。ただし、資格者代理人が作成した本人確認情報については、オンラインによる提供も可能であり、電磁的記録で作成されていればオンラインにより提供するよう努める。

Ｑ４．登記識別情報を提供することができない場合に提供される資格者代理人が作成した本人確認情報についてもオンラインで提供しなければならないか。

Ａ４．政令では、登記識別情報を除く添付情報が書面に記載されているときと定めており、資格者代理人が作成した本人確認情報が書面に記載されている場合は書面で提出することも可能である。

Ｑ５．特例方式による申請に基づき事前通知がされた場合の申出はどのようにするのか。

Ａ５．特例方式による代理人申請（本人申請のときは、本人が申請情報に電子署名していることから、当然、規則第70条第5項第1号の取扱いとなる。）で、かつ、委任状が書面により提出された場合に限り、当分の間、規則第70条第1項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨記載し、これに記名し、委任状に押印したものと同一の印を押印した上、登記所に提出する方法によることとされた。

【申請情報】

Ｑ６．申請情報に添付情報を書面で提出する旨明記しなければならないか。

Ａ６.特例方式により添付情報を書面で提供する場合は、その旨をも法第18条の申請情報

の内容としている（令附則第5条2項、規則附則第21条第1項）。

Ｑ７．特例方式の申請情報には、個々の添付情報ごとに（持参）、（送付）と記録すべきと考えるがどうか。

Ａ７．意見のとおり。

例：代理権限情報（持参）、代理権限情報（送付）：住所を証する情報（持参）又は住所を証する情報（送付）なお、具体的な提供方法が決まっていない場合は、「（特例）」と記録することも可。

※持参とは、管轄登記所へ添付情報を持参するものである。

※送付とは、添付情報を書留郵便又は信書便の役務であって当該信書便事業者において引き受け及び配達の記録を行うものとする。（規則附則第21条第2項第3号）

【添付情報の提供方法等】

Ｑ８．特例方式により添付書面を提出する場合には、登記所へ持参してもよいか。

Ａ８．登記所へ持参する方法によることも当然可能である。

Ｑ９．特例方式により添付書面を登記所に持参する場合でも、規則附則第21条第2項の別記第13号様式の添付は必要か。

Ａ９．添付書面を登記所に持参する方法及び送付する方法のいずれの場合であっても、別記第13号様式の添付を要する。

Q10．特例方式により添付書面を送付する場合は、どのように取り扱うのか。

A10．送付の方法により添付書面を提出するときは、書留郵便又は信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。（規則附則第21条第2項第3号を準用）

Q11．特例方式により添付書面を送付する場合は、その封筒に添付書面が在中する旨明記するのか。

A11．添付書面を入れた封筒の表面に「添付書面在中」と明記する。（規則附則第21条第5項）

Q12．添付書面を送付する場合は、郵便事業株式会社の小包（エクスパック500等）を利用することも可能か。

A12．小包では信書を送付することができないので含まれない。

Q13．添付書面を送付する場合は、宅配便等を利用することも可能か。

A13. 信書を送付する場合は利用できない。また、誤って送付したとしても却下対象とはならないと考えられるが、法令を遵守すべきである。

Q14. 添付書面を書留ではなく普通郵便で送付した場合はどのように取り扱われるか。

A14. 却下対象とはならないと考えられるが、法令に基づいた取り扱いを指導されることになる。

Q15. 特例方式により提出された添付書面は、原本還付することができると考えるがどうか。

A15. 意見のとおり。

Q16. 添付情報を原本還付する場合、申請情報とともに提供されたPDF ファイルを写しとする取扱いはできるか。

A16. 書面申請と同様に原本と相違ない旨の記載を要するため、認められない。

Q17. 特例方式により添付書面が送付の方法により提出されたときは、どのように取り扱うのか。

A17. 添付書面が到着した旨を記録したコメント通知が法務省オンライン申請システムに掲示される。なお、添付書面が持参の方法により提出されたときは、なんら処理されない。

（通達第1－1（14））特例方式により添付書面が送付の方法により提出されたときは，当該添付書面が到着した旨を記録したコメント通知を法務省オンライン申請システムに掲示する措置を採るものとする。なお，添付書面が登記所への持参の方法により提出されたときは，この措置を採る必要はないものとする。

Q18. 令附則第5条第1項の規定により、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図が書面に記載されているときは、令第13条の規定にかかわらず、特例方式により提出しても差し支えないと考えるがどうか。

A18. 意見のとおり。土地所在図等については、XML ファイルで作成し、オンラインで提供することはもとより、書面で作成されたものについては、特例方式によることも可能である（令第10条、第13条、附則第5条第1項）。

Q19. 令附則第5条第1項は、添付書面のうち、書面に記載されたものについて書面を提出する方法を認めるものであるが、表示に関する登記については、令第13条の規定に基づく添付情報の提供も引き続き可能と考えるがどうか。

A19. 意見のとおり。

Q20. 登記識別情報通知書及び登記済証は、PDF ファイルによりオンラインで提供するこ

とが可能か。

A20. 登記識別情報は登記識別情報提供様式により、オンラインでのみ提供が可能であり、登記識別情報通知書をPDFファイルで、オンラインにより提供することはできない。また、登記済証は特例方式により提供することとなる。

Q21. 特例方式によっても、登記識別情報については、オンラインによる提供のみとされているが、特例方式による登記済証の送付や郵送による申請の場合との整合性を考慮して、特例方式により登記識別情報通知書を提出することはできないか。

A21. 登記識別情報制度は、不動産登記のオンライン申請を実現するために設けられた制度であり、オンラインによる提供に限定される。

Q22. 特例方式においては、登記識別情報をオンラインで提供すれば、登記識別情報通知書の提出は要しないか。

A22. 登記識別情報はオンラインで提供する必要があり、通知書の提出は要しない。

Q23. 登記識別情報がオンラインで提供されなかったときはどのようになるのか。

A23. 登記識別情報の提供が必要な登記について、登記識別情報がオンラインで提供されない場合は、提供することができない正当な理由があるか否かを確認し、事前通知とするか、必要があれば補正を命じられることとなる。

Q24. 登記識別情報通知書が他の書面と一緒に郵送したときはどのような取扱いになるのか。

A24. オンラインで提供するよう補正を命じられることとなる。なお、それでも登記識別情報をオンラインで提供しないときは、法第25条第5号の規定により却下される。

Q25. 添付書面の提出期限を2日以内とする理由は何か。

A25. 添付書面が揃い、登記申請ができる状況となってから特例方式による登記申請となること、及び現在の郵便事情等が考慮された結果であると考える。

Q26. 添付書面の提出期限については、初日を参入しない取扱いでよいか。

A26. 添付情報の提出期限については初日を参入しない。

Q27. 添付書面の提出期限が日曜日、土曜日又は祝日等の行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって期限とすべきと考えるがどうか。

A27. 意見のとおり。

Q28. その他の書類（写真・建築確認通知書）はPDF形式で添付することでよいか。

A28. PDF形式による添付も差し支えないと考える。なお，表示に関する登記については、添付情報の特則として、当該申請の添付情報（申請人代理人が作成したものや「土地

所在図等」を除く。）が書面で記載されているときは、当該情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができ、この場合、当該電磁的記録については、その作成者が電子署名することとされており（登記令第 13 条第 1 項）、この方法によった場合は、登記官が定めた相当の期間内に、登記官に対し当該書面を提示しなければならないとされている（同条第 2 項）。

Q29. 住民票・戸籍・建築確認通知書・登載証明・農地転用許可書等の官公署発行の書類は、調査士の電子署名のみでよいか。

A29. 住民票については、不動産登記令第 9 条に定める住民票コード若しくは不動産登記規則第 44 条に定める同第 43 条の電子証明書が提供されたときは、調査士が電子署名を付すまでもない。戸籍以下の書類については、表示に関する登記の添付情報の特則（不動産登記令第 13 条）が適用になると考える。

Q30. 資格証明書や印鑑証明書の添付が必要とされてきた承諾書・抵当権一部抹消承諾書・建物工事証明書等については、今後電子署名と電子証明書が必要となるのか。

A30. いずれも電子署名及び電子証明書が必要となる。なお、これらの書面については、表示に関する登記の添付情報の特則（不動産登記令第 13 条）が適用されると考える。

【補正・却下】

Q31. 添付情報が提出されないまま送付の期限である2日が経過した場合、原則として却下されることとなるのか。

A31. 2日が経過した時点が、書面申請において申請書が窓口に提出された時点と考えて、書面申請において添付書面が不足している場合の補正の可否の判断と同様の判断がされることとなる。ただし、土地家屋調査士としては、期限ぎりぎりとなることなく、余裕をもって提出すべきである。

（通達第１－３－（4））添付書面が2日以内に提出されない場合であっても，申請人等に状況を確認するなどした上で，相当と認めるときは，一定の期間を法第25条柱書の補正期間と定めて提出期限を猶予することができるものとする。なお，登記義務者が異なるときなど，当該申請の不備を補正させることが相当でないときは，2日間の経過を待たずに却下することができるものとする。

Q32. 離島や豪雪地域のように、気象の変化に伴い郵便事情が悪化し、2日以内に到達しなかった場合は、どのように取り扱われるのか。

A32. 登記官が相当の期間を定めて補正を促すこととなる。（通達第１－３－（4））

Q33. 特例方式により申請された場合の却下の手続はどうなるのか。

A33. 平成17年施行通達第2の5の取扱いと同様である。

（通達第１－4）特例方式により添付書面を提出する場合において，当該電子申請を却下するときは，施行通達第2の5の取扱いと同様にするものとする。

Q34. 特例方式により申請された場合の取下げの手続はどうなるのか。

A34. 平成17年施行通達第2の6の取扱いと同様である。

（通達第１－５）特例方式により添付書面を提出する場合において，当該電子申請を取り下げるときは，施行通達第2の6の取扱いと同様にするものとする。

Q35. 特例方式により登記所に提出された添付書面の補正は、どのように行うのか。

A35. 登記所に提出した添付書面を補正し、又は補正に係る添付書面を登記所に提出する方法によって補正することができる。

Q36. 補正の連絡はオンラインのみですることとなるのか。

A36. 申請情報に係る補正は、オンラインの補正コメントにより告知される。また、別送された添付書面に係る補正の連絡は、オンラインでされるほか、電話等を用いてされることになる。

（通達第１－３－（2））特例方式により送信された申請情報の補正については，準則第36条第1項及び施行通達第2の4の方法によりするものとする。

（通達第１－３－（3））特例方式により送信された添付情報及び書面で提出された添付書面の補正については，準則第36条第1項及び施行通達第2の4の方法によるほか，準則第36条第2項の方法によることもできるものとする。

Q37. 提出された添付書面に不備がある場合の補正の告知は補正コメントによらず、適宜の方法によることもあるのか。

A37. 書面で提出された添付情報についての補正の告知は、適宜の方法（オンラインの補正コメント又は電話等）で行うことになる。

Q38. 添付書面が2日以内に提供されなかった場合で、登記官が相当と認めた期間内に補正ができなかった場合は直ちに却下されるのか。

A38. 補正が命じられて、補正期間中に補正されない場合は却下される。

Q39. 補正することができない場合又は補正することが相当でない場合は、直ちに却下されるのか。

A39. 補正することができない場合（登記名義人が異なる等）や補正させることが相当でない場合（明らかに妨害的な登記の申請と認められる場合など）は、2日を待たないで却下される。

Q40. 登記完了証についても書面による交付を希望することができるのか。

A40. 電子申請に係る登記完了証については、特例方式か否かにかかわらず、すべて、オンラインにより通知されることとなり、書面による交付は行われない。

【登記識別情報の通知】

Q41. 電子申請の場合に、登記識別情報通知書の交付を申し出る場合の申出方法は、どのようにすべきか。

A41. 申請情報のその他事項欄にその旨記入することになる。なお、送付に係る費用（郵便切手等）の納付が必要である。

記載例

窓口で受け取る場合には、申請情報の「その他事項」の欄に
「登記識別情報を記載した書面の交付を希望します。」と記載する。
送付を希望する場合には、
「送付の方法により記識別情報を記載した書面の交付を希望します。
送付先　A市C町二丁目２番地　甲野一郎」と記載する。

Q42. 送付の方法により登記識別情報通知書の交付を求める場合、申請代理人からの申出が可能であるか。

A42. 登記識別情報通知書を受領する権限（特別な委任）があれば代理人の申出で足りる。

Q43. 送付の方法による登記識別情報通知書の交付は、電子申請又は書面申請のいずれの場合も申し出ることができると考えるがどうか。

A43. 意見のとおり。

（通達第２－３－（1））電子申請の場合であっても，規則第 63 条第 1 項柱書の法務大臣の定める方法として，当面，登記識別情報通知書の交付を申し出ることができることとされた。

（通達第２－３－（2））**規則第 63 条第 3 項又は第 63 条の 2 第 1 項の規定による登記識別情報通知書の送付は，電子申請又は書面申請のいずれの場合も申し出ることができる。**

Q44. 登記識別情報通知書の交付を希望する場合、申請情報に、送付先の別等をどこに、どのように記載すれば足りるか。

A44. 申請情報のその他の事項欄に下記の例により記録する。例）送付の方法により登記識別情報通知書の交付を希望します。送付先：資格者代理人の事務所あて（又は資格者代理人の個人の住所あて(A市B町1丁目1番)）

Q45. 登記識別情報通知書を資格者代理人の申出により郵送されるときは、どのような方法で通知されるのか。

A45. 資格者代理人の住所あてに本人限定受取郵便又は資格者代理人の事務所あてに一般書留、簡易書留で送付される。

Q46. 登記識別情報通知書が資格者代理人の申出により郵送されるときは、郵送方法について資格者代理人が選定することができるのか、又その場合、申請情報にはどのように記載すれば足りるのか。

A46. 送付先が資格者代理人の事務所あての場合は書留郵便となり、送付先が資格者代理人の個人の住所あての場合は本人限定受け取り郵便となる。この場合、申請情報のその他事項欄に注記すれば足りるが、その送付費用について郵便切手等で納付することになる。

Q47. 登記識別情報通知書を郵送する場合、速達郵便によることは可能か。

A47. 速達に係る料金に相当する郵便切手の提出があったときは、その取扱いによることとされた。

（通達第２－１－（3））送付の方法による登記識別情報通知書の交付を求めるときは，申請書と併せて（特例方式により添付書面の提出をするときは規則別記第13号様式と併せて，特例方式によらずに電子申請をするときは別途送付して），送付に要する費用（本人限定受取郵便又は書留郵便等に関する料金）を郵便切手等で提出しなければならないこととされ，また，速達に係る料金に相当する郵便切手等の提出があったときは，その取扱いによることとされた（規則第63条第6項から第8項まで、規則附則第24条第4項）。

Q48. 官庁又は公署が電子申請で登記の嘱託をする場合でも、申請の場合と同様に登記識別情報通知書の交付を求めることができると考えるがどうか。

A48. 意見のとおり。（通達第２－１－（3））

Q49. 登記識別情報通知書の郵送を希望する場合、さらに速達郵便による送付を希望する場合の申出方法は、どのようにするのか。

A49. 郵送を希望する場合は、申請情報のその他事項欄にその旨を記載する。さらに速達郵便による送付を希望する場合は、速達郵便相当の郵便切手を納付するとともにその旨申請情報に記載することになる。

Q50. 代理申請において、代理人あてに登記識別情報通知書の郵送を希望する場合は、委任状の内容にその旨明記する必要があるか。

A50. 代理人あてに送付を希望する場合は、委任状に特別の授権がある旨を明記する。

（通達第２－１－（1））登記識別情報通知事を 定の場所にあてて送付することを求めることができることとされ，この場合，送付先の別等を申請情報の内容とすることとされた（規則第63条第3項）。 なお，規則第62条第2項の登記識別情報を受けるための特別の委任を受けた代理人にあっては，当該代理人を送付先として申し出ることができる。

Q51. 登記識別情報通知書の送付に要する費用に相当する郵券をはり付けた上で、資格者代理人のあて名を記載した返送用封筒を提出する必要があるのか。

A51. 可能な限り郵券をはり付けた返送用封筒を提出する。

Q52. 登記識別情報通知書の送付に要する費用の納付方法はどのようにするのか。

A52. 登記所に持参又は郵送により提出する。特例方式により添付書面を郵送するときは、その書面と同封して郵送して差し支えない。

Q53. 登記識別情報通知書の送付に要する費用の納付方法は、オンラインによる納付又は送付する添付書面に同封する方法のいずれでもよいか。

A53. 登記申請においてオンラインにより納付可能なのは、登録免許税のみであり、送付に要する費用をオンラインにより納付することはできない。

Q54. 電子申請で登記識別情報通知書の交付希望をした場合には、窓口においても交付をするのか。

A54. 窓口における交付も認められる。受領の際、特例方式において提出される規則別記第13 号様式に、窓口受領のための印鑑を押印する。当該印鑑と資格者代理人の確認を行うので、会員証提示を行うこととなる。

Q55. 特例方式によらない電子申請の場合に、登記識別情報通知書の交付を希望した場合は、どのように取り扱われるか。

A55. 受付番号を確認の上、身分証明書等の文書の提示を求める方法により、登記識別情報を交付できる者であるかを確認して交付される。この場合、オンライン申請システムに表示された受付番号の画面のハードコピー及び会員証を提示し、交付簿に署名及び押印、提出することとなる。なお、補助者が受領する場合には、特定事務指示書は当然必要である。

Q56. 資格者代理人が申請人に代わり、オンラインにより通知を受けるためには、特別の委任事項としてどの程度の内容が必要か。

A56. 登記識別情報を復号する権限が明記されていれば足りる。

（通達第３－（3））代理人として，電子申請をする者が申請人から登記識別情報を知ることを特に許されている場合は，登記識別情報の提供及び受領に係る登記識別情報提供様式，登記識別情報通知用特定ファイル届出様式及び登記識別情報取得申請書ファイル（以下「当該ファイル等」という。）には申請人本人の電子署名が不要とされ，当該ファイル等には代理人の電子署名がされていれば足りることとされた。以上の方法により登記識別情報を受領するときは，代理人の権限を証する情報に登記識別情報の復号に関する一切の権限」の委任条項が必要であるとされた。

Q57. 資格者代理人が登記識別情報を復号するための特別の委任を受けた場合には、登記識別情報通知用特定ファイル届出様式及び登記識別情報取得申請書に申請人の電子署名の添付を要しないと理解してよいか。

A57. 申請人の電子署名は不要、資格者代理人の電子署名が付されていれば足りる。

Q58.「登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に管理する上で支障が生ずることとなる場合」又は「登記識別情報を提供したとすれば当該申請に係る不動産の取引を円滑に行うことができないおそれがある場合」は、登記識別情報を提出できない正当な理由として、申請情報の「登記識別情報を提供できない理由」欄にその旨を記載すれば足りると思うがどうか。

A58. 意見のとおり。

Q59. 資格者代理人による登記識別情報に関する証明の代理請求については、どのように簡素化されたのか。

A59. 代理権限を証する情報、法人が請求人である場合の代表者資格証明情報、変更証明書、相続その他一般承継を証する情報が不要とされ、資格者代理人であることを証する情報を提供すれ足りるものとなった。ただし、変更証明書又は相続その他の一般承継を証する情報を提供しない場合は、その旨及びその情報を請求の内容としなければならないものとされている。

（通達第５－１－（1））登記識別情報に関する証明について，資格者代理人が代理人となって請求する場合にあっては・令第7条第1項第1号に規定する法人が請求人であるときの代表者の権限を証する情報，同項第2号に規定する代理人の代理権限を証する情報（代理人が法人である場合における当該法人の代表者の資格に関する情報を除く。），規則第68条第5項に規定す右変更証明情報及び同条第6項に規定する相続その他一般承継があったことを証する情報の提供が不要とされた（同条第7項，第14項及び第15項）。この場合，当該資格者代理人が登記の申請の代理を業とすることができる者であることを証する情報を併せて提供しなければならないこととされ（同条第

14項），また，同条第5項及び第6項に規定する情報を提供しないときは，その旨及びその情報の表示を請求情報の内容としなければならないこととされた（同条第1項第6号）。

Q60. 資格者代理人であることの証明は、どのようなものが必要か。

A60. 資格者代理人が土地家屋調査士個人の場合は、①日本土地家屋調査士会連合会が発行した電子証明書、②土地家屋調査士会が発行した職印に関する証明書であり、調査士法人の場合は③電子認証登記所が発行した電子証明書④登記所が発行した印鑑証明書となる。

（通達第５－１－（2））規則第68条第14項の資格者代理人であることを証する情報は，次に掲げるものとする。

ア　日本司法書士全連合会又は日本土地家屋調査士会連合会が発行した電子証明書

イ　当該資格者代理人が所属する司法書士会，土地家屋調査士会又は弁護士会が発行した職印に関する証明書

ウ　電子認証登記所が発行した電子証明書

エ　登記所が発行した印鑑証明書

Q61. 資格者代理人の職印証明書の有効期限は、3か月と解してよいと考えるがいかがか。

A61. 意見のとおり。

（通達第５－１－（3））当該資格者代理人が所属する司法書士会，土地家屋調査士会又は弁護士会が発行した職印に関する証明書、登記所が発行した印鑑証明書は，発行後3月以内のものであることを要する。

Q62. 登記識別情報に関する証明の代理請求の取扱は、資格者代理人が請求する場合のものであり、補助者等は請求することはできないものと解してよいか。

A62. 補助者が使者として請求書を提出し証明を受領することは支障がない。

（通達第５－２）資格者代理人による登記識別情報に関する証明の代理請求について，資格者代理人の補助者が使者として請求書を提出するとき又は証明書を受領するときは，原則として，当該補助者の補助者証及び特定事務指示書の提示は不要である。

Q63. 資格者代理人による代理請求の取扱いに係る登記識別情報に関する証明請求書を補助者が使者として提出し、又は証明書を受領請求する場合は、特定事務指示書の提示は不要と考えるがいかがか。

A63. 意見のとおり。（通達第５－２）

Q64. 送付の方法による添付書面の原本還付を希望する場合は、どのようにするのか。

A64. 添付書面を送付の方法により原本還付することを希望する場合は、送付先の住所を申し出なければならず、送付に要する費用（書留郵便等）として郵便切手を提出しなければならない。（規則第55条第6項）

Q65. 送付の方法による添付書面の原本還付を希望する場合は、申請人の選択により普通郵便によることでもよいのか。

A65. 普通郵便の場合は配達記録が残らず、未着等によるトラブルが発生する可能性もあるため、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによって行うものとされており、普通郵便に相当する郵便切手をはって送付を希望しても、送付されない。（規則第55条第7項）

Q66. 送付の方法による添付書面の原本還付を希望する場合は、申請人の費用負担が増額となっても、事故防止のために書留郵便等に限定すべきと考えるがいかがか。

A66. 意見のとおり。（規則第55条第7項）

関係法令（不動産登記令）

【③申請情報のほか添付情報をも作成者による電子署名したフルラインの規定】

（電子署名）

第１２条　電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請するときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2　電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合における添付情報は、作成者による電子署名が行われているものでなければならない。

【②添付情報について電磁的記録を作成した者によって電子署名した場合の規定】

（表示に関する登記の添付情報の特則）

第１３条　前条第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記を申請する場合において、当該申請の添付情報（申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。）が書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。

2　前項の場合において、当該申請人は、登記官が定めた相当の期間内に、登記官に当該書面を提示しなければならない。

【①添付情報について電子署名することなく、書面で提出する場合の規定】

不動産登記令附則

（添付情報の提供方法に関する特例）

第５条　電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする場合において、添付情報（登記識別情報を除く。以下同じ。）が書面に記載されているときは、第十条及び第十二条第二項の規定にかかわらず、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができる。**（この添付情報の提供方法を「特例方式」という、法務省民二第 57 号通達）**

2　前項の規定により添付情報を提供する場合には、その旨をも法第十八条の申請情報の内容とする。

3　第十七条及び第十九条の規定は第一項の規定により添付情報を提供する場合について、第十八条の規定は同項の規定により委任による代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報を提供する場合について、それぞれ準用する。

4　第一項の規定により書面を提出する方法により当該登記原因を証する情報を提供するときは、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて当該書面に記載された情報を記録した電磁的記録を提供しなければならない。この場合においては、第十二条第二項の規定は、適用しない。

不動産登記規則附則

（電子申請において添付書面を提出する場合についての特例等）

第２１条　電子申請をする場合において令附則第五条第一項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供するときは、各添付情報につき書面を提出する方法によ

るか否かの別をも申請情報の内容とするものとする。

2　前項に規定する場合には、当該書面は、申請の受付の日から二日以内に提出するものとする。

3　第一項に規定する場合には、申請人は、当該書面を提出するに際し、別記第十三号様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならない。

一　受付番号その他の当該書面を添付情報とする申請の特定に必要な事項

二　令附則第五条第一項の規定により提供する添付情報の表示

4　第一項に規定する場合において、送付の方法により当該書面を提出するときは、書留郵便又は信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

5 前項に規定する場合には、当該書面を入れた封筒の表面に令附則第五条第一項の規定により提出する書面が在中する旨を明記するものとする。

不動産登記事務取扱手続準則

（電子申請における印紙等による納付）

第１２４条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号。以下「税法」という。）第二十四条の二第三項及び第三十三条第四項の規定により読み替えて適用する税法第二十一条又は第二十二条の登記機関の定める書類（以下「登録免許税納付用紙」という。）は、別記第八十九号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

2　第百二十六条第一項及び第二項の規定は、電子申請において登記所に登録免許税納付用紙が提出された場合について準用する。

3　登記官は、登録免許税納付用紙により登録免許税の納付を確認したときは、速やかに、当該申請について通知した登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号。以下「税法施行規則」という。）第十三条の納付情報を取り消さなければならない。

4　登記官は、登記の完了後、第二項において準用する第百二十六条第一項又は第二項の措置をした登録免許税納付用紙を申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。